○原子力災害対策特別措置法施行令(平成十二年政令第百九十五号) 原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
い。	性に鑑み指定をすることが適当でないときは、この限りでな使用しない期間内に当該施設において原子力災害が発生するによる指定(以下この条において単に「指定」という。)をずれかに該当すると認めるときは、その者について、同号のという。)第二条第三号イからへまでに掲げる者が次の各号という。)第二条第三号イからへまでに掲げる者が次の各号とから。)第二条第三号イからへまでに掲げる者が次の各号という。)第二条第三号イからへまでに掲げる者が次の各号という。)第二条第三号イからへまでに掲げる者が次の各号という。)
一•二 (略)	一(略)
。 これらの者に対し、その業務に関する報告を求めることができる これが前項各号のいずれかに該当しているかどうかを調査するため、 が前2 原子力規制委員会は、法第二条第三号イから下までに掲げる者 2 原	らの者に対し、その業務に関する報告を求めることができる項各号のいずれかに該当しているかどうかを調査するため、子力規制委員会は、法第二条第三号イからへまでに掲げる者
3~5 (略) 3~5	(略)
下この条において同じ。)が設置されているものに限る。)の周 が設第百六十六号)第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以 第百、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律 、核の全部又は一部が当該原子力事業所(発電用原子炉(核原料物質 の全第二条の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域 第二条(関係周辺都道府県知事の要件)	置されているものに限る。)の周囲三十キロメートルの区域六十六号)第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。)燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律部又は一部が当該原子力事業所(発電用原子炉(核原料物質の二 法第七条第二項前段の政令で定める要件は、その区域係周辺都道府県知事の要件)

十三第二項の が作成を 害に関 力災害が変 当該 (されているものであることとする。1二十三号) 第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。)1二十三号) 第二条第十号ロ又はニに掲げるものを除く。)であって、当該原子力事業所に係る原子力災1が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定1が発生するおそれがないと原子力規制委員会が認めて指定 都 道 0 7 府 認可 県 1 0 る全ての 当該 を受けたも 区 域 発電 に 電用に お  $\mathcal{O}$ 原子炉のある都が V で て当 あ ることそ 該 が道 原 同府 法県 子 力  $\mathcal{O}$ 第一当 第 他の 事 業 所 事 二条の三の三原子力事業所 情を勘案し 係る原子

十口

メ

]

 $\vdash$ 

ル 0)

区

域

作成されているものであることとする。二百二十三号)第二条第十号ロ又はニに見する地域防災計画等(災害対策基本:内にある都道府県であって、当該原子力 掲 法 事 掲げるものを除く。)法(昭和三十六年法1事業所に係る原子力2 ·。) -法 建 災

が第害